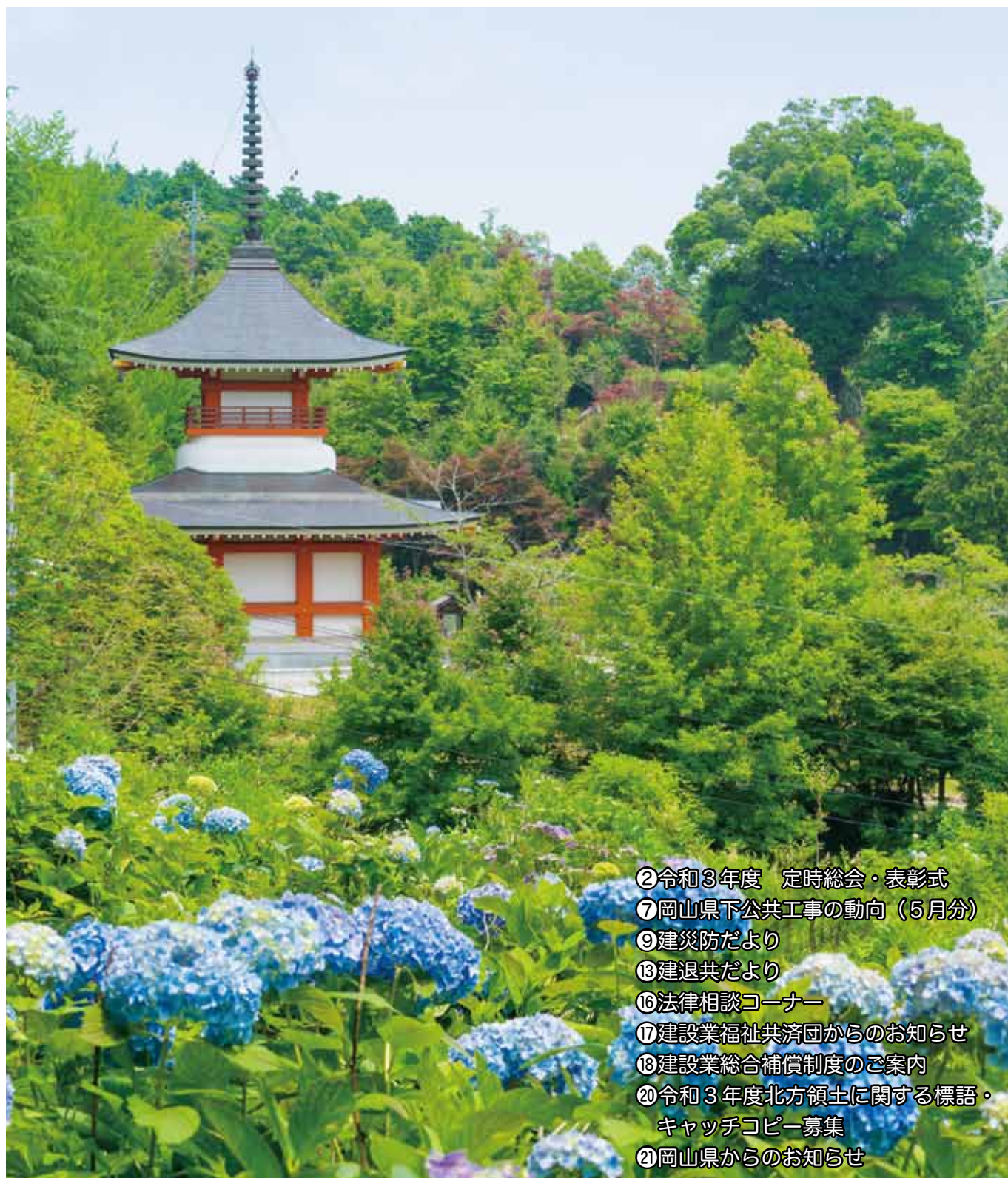


Okakenkyo News Letter

2021
6月
814号

岡山県建設業協会 会報



- ②令和3年度 定時総会・表彰式
- ⑦岡山県下公共工事の動向（5月分）
- ⑨建災防だより
- ⑬建退共だより
- ⑯法律相談コーナー
- ⑰建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑱建設業総合補償制度のご案内
- ⑳令和3年度北方領土に関する標語・キャッチコピー募集
- ㉑岡山県からのお知らせ

大聖寺[美作市]（提供：岡山県観光連盟）

令和3年度 定時総会・表彰式

◎事業計画・予算決定



去る5月21日（金）午後1時から岡山市中区浜の「岡山プラザホテル」において、一般社団法人岡山県建設業協会の定時総会、建設業労働災害防止協会岡山県支部の通常総会を開催しました。（一社）岡山県建設業協会定時総会の出席者は459名（委任状を含む）でした。

【報告事項】として(1) 令和2年度事業報告(2) 令和3年度事業計画(3) 令和3年度収支予算書、について事務局から説明を行いました。

【決議事項】として、議案 令和2年度決算の承認について事務局から説明を行った後、監査報告がなされ、出席者全員が、異議なく承認しました。

当日は午前11時から同じく「岡山プラザホテル」において、全国建設業協会会長表彰の伝達式及び当協会会長表彰式を行い、99名の功労者が受賞されました。

なお、受賞者名簿は、当会ホームページの会員専用ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

一般社団法人 岡山県建設業協会定時総会

【報告事項】

(1) 令和2年度事業報告について

(2) 令和3年度事業計画について

I 重点事項

1 地域建設業の経営基盤強化

- (1) 新たな協力体制の構築
- (2) 新・担い手三法の適切な運用
- (3) 建設業における生産性向上、建設技術者の技術力向上の取組
- (4) 災害対応に係る諸課題への取組の強化
- (5) 三本柱への取組

2 建設業の継続性の確保（将来に亘る担い手の確保・育成）

- (1) 働き方改革の推進
- (2) 社会的評価の向上

3 その他事業・行事の開催

- (1) 建設関係功労者の表彰
- (2) 建設事業殉職者の慰霊祭
- (3) 関係機関、諸団体等との意見交換、情報交換等の実施

II 事業種別及び概要

- 1 総会、役員会等の開催
- 2 研修会、講習会の実施
- 3 協議会等の開催
- 4 新制度の導入
- 5 調査研究、提言・要望
- 6 建設労働者確保育成事業の実施
- 7 啓発・広報
- 8 表彰・慰霊祭・その他

(3) 令和3年度収支予算書について

【決議事項】

議案 令和2年度決算の承認について

建設業労働災害防止協会岡山県支部 通常総会

第1号議案 令和2年度事業報告の承認について

第2号議案 令和2年度決算の承認について

第3号議案 令和3年度事業計画の承認について

○ 労働災害防止重点実施事項

- 1 労働災害防止活動・運動の展開
- 2 会員が実施する事項

○ 事業

- 1 広報
- 2 災害防止運動等（週間・月間・大会等）の展開
- 3 リスクアセスメントに関する教育、普及を促進し、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）構築を促進
- 4 各種講習会、安全衛生教育
- 5 安全指導者による安全衛生活動の支援
- 6 建設災害防止研究会（KSBK）による安全衛生管理活動の支援
- 7 安全優良職長支援ネットワーク事業
- 8 事務局体制の整備

第4号議案 令和3年度予算の承認について

会 長 挨拶

慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。

追加でお話を申し上げます。

この数年の間に、国土交通省と当協会との間には太いパイプができてきております。

その一環として今年の6月から岡山県だけが他府県に先駆けて県内の市町村、特に15の市を中心に全国に先駆けたパイロット事業をするということで、国交省からご指名をいただきました。何をするかといいますと、ダンピング対策を中心とした入札契約制度の改善を市町村をメインとして行います。平たく言うと国や県の入札制度に比べて市町村の制度はすごくばらつきが多く、その中で特に予定価格に対しての落札率が極端に低いというような、いわゆるダンピングを助長するような制度がいまだに温存されている市町村が多々あります。それからその他にも公平性とかいろいろな面で今の時流に乗らずに旧態依然とした制度を運用している市町村も多く、結果として建設業者の受注の利益率の低下というところに跳ね返ってきております。いままで国は「市町村のことですから口を出しません。」ということでしたが、この数年で考えを改めていただき、積極的に市町村に対して「こういうことでは地元の会社が持ちません。だから改善してください。」ということをお願いできるようになりました。今年の6月から国から委託を受けた専門官が岡山に来られます。国交省と県の土木部とが一体となって市町村に指導に回るという動きが始まります。これを来年度には全国に展開します。そのためにも岡山での実績をまず上げて、国交省としても来年につなげたいということで、県の土木部も全面的に協力するという形でこの1年間動いてまいります。

具体的には、6月以降に市町村の入札制度の悪いところを、国から来られた専門官や県の土木部へ協会から情報提供をする。業界から陳情をするのではなく、逆に行政の方でつめてもらうという働きかけをしようと思っております。地域の工事の採算性改善がこれで図れればいいなと強く思っているところであります。

それと同時に理事会で語りながら、事業計画の中でプランをいくつも出してきておりますけれども、すべては予定価格がきちんと計上されること、それから落札率が不当に低くならないようにすること、そういうことのための施策を行ってまいりたい。それから工事中の設計変更とか工期延伸についての不当な運営に対しても協会としては毅然とした態度で対応していきたいと思っております。

特に相談員制度は、協会の中で相談員を雇用して、市町村工事でたとえば過剰な書類の要求や不当な内容の要求に対しては、それぞれの会社が単独で主張するのではなくて、必要に応じて協会から相談員が随行し、一緒になって協議をします。

その時には、協議の時の証明書類として、協会は「こちらが言っている主張は正しいですよ。」という証明書を発行します。それを妥当証明と名付けておりますけれども、こうしたことで、それぞれの行政の担当官なり、行政の対応に対して、私たちはきちんと理由をつけて対抗していくという

こともしていきたいと思っております。これらの制度については国交省から了解をいただいておりますし、県土木部からも了解をいただいております。

現在、立ち上げの準備中でございますけれども、正式に立ち上がると皆様へご案内申し上げ、各市町村へも県を通じて告知ができるように進めていきたいと思っております。

国土強靱化で予算はつきますが、予算がついたから儲かるかどうか採算が合っていくかどうかというのは、そういう交渉がきちんとできるかどうかにかかってまいります。皆さんの地元の工事の一つ一つの採算が合うというのが、一番わたくしは大切なことだと考えておりまして、他の制度も連動しておりますけれども、こういう諸制度を色々立ち上げることで、皆さんのお役に立っていきたいと思っております。

役員をはじめ、会員みなさまのご指導ご鞭撻をいただきながら、新しい年度も務めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

岡山県下公共工事の動向〈5月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和3年5月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和3年度	212件	96億円	515件	361億円
増 減 率	▲9.8%	▲33.8%	3.2%	▲3.4%
令和2年度	235件	146億円	499件	374億円
令和元年度	315件	153億円	721件	395億円
平成30年度	260件	122億円	529件	274億円

【1】当月の状況

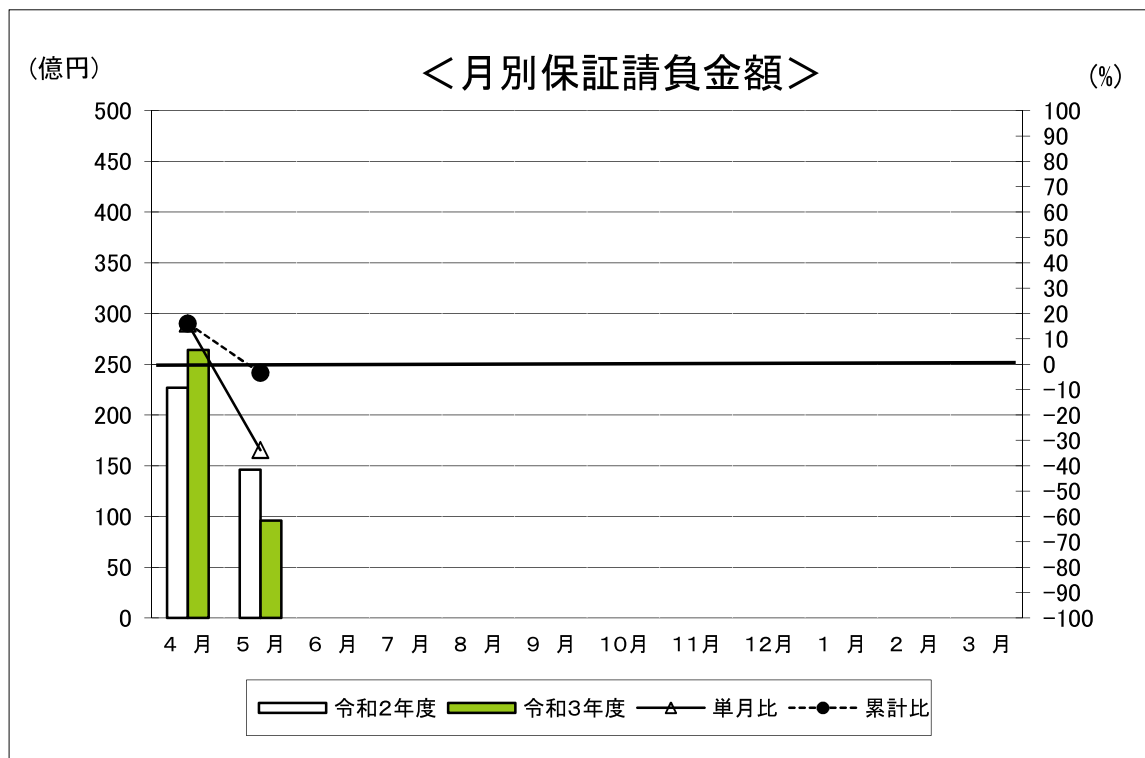
5月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で9.8%減の212件、請負金額は33.8%減の96億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「国」で47%増、「その他の公共的団体」で71.4%増となったものの、「独立行政法人等」で78.8%減、「県」で24.5%減、「市町村」で12.7%減となった。

【2】累計（令和3年度4月～5月）

5月末累計では、件数は前年同月比で3.2%増の515件、請負金額は3.4%減の361億円となった。

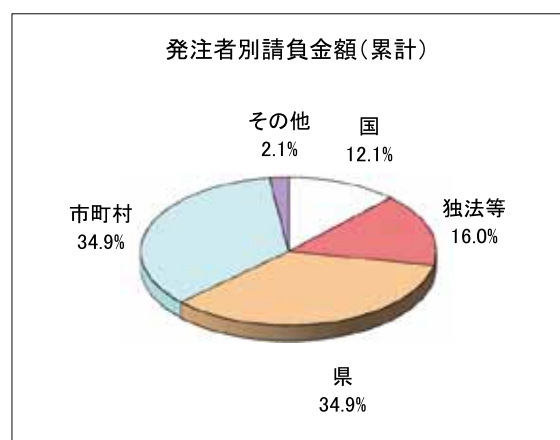
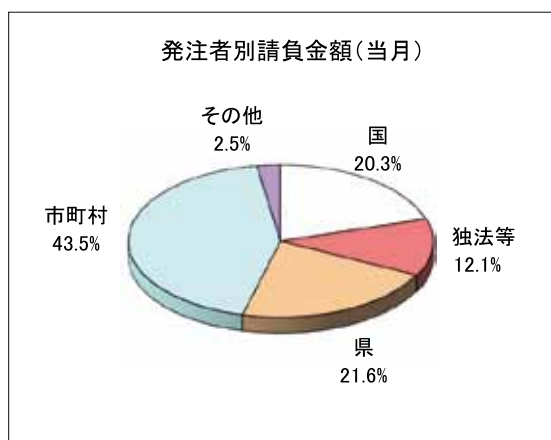
発注者別の請負金額で見ると、「国」で20.6%増、「県」で54.7%増、「その他の公共的団体」で12.9%増となったものの、「独立行政法人等」で41.6%減、「市町村」で16.4%減となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	19	1,963	58.3	47.0	39	4,379	62.5	20.6
独法等	6	1,178	▲ 57.1	▲ 78.8	17	5,760	▲ 32.0	▲ 41.6
県	73	2,093	▲ 15.1	▲ 24.5	245	12,614	6.1	54.7
市町村	111	4,212	▲ 9.0	▲ 12.7	209	12,623	▲ 2.8	▲ 16.4
その他	3	242	200.0	71.4	5	759	25.0	12.9
合 計	212	9,691	▲ 9.8	▲ 33.8	515	36,137	3.2	▲ 3.4



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	4,268	16.8	44.0%	19,044	49.2	52.7%
東備地区	808	▲ 5.8	8.4%	1,007	▲ 38.0	2.8%
倉敷地区	1,534	▲ 16.5	15.8%	7,107	▲ 1.7	19.7%
井笠地区	1,154	57.2	11.9%	3,718	21.2	10.3%
高梁地区	132	▲ 72.5	1.4%	1,142	▲ 25.8	3.2%
新見地区	358	▲ 60.9	3.7%	503	▲ 79.8	1.4%
真庭地区	45	▲ 98.9	0.5%	523	▲ 90.3	1.4%
津山地区	933	▲ 14.1	9.6%	1,780	▲ 8.0	4.9%
勝英地区	456	▲ 47.2	4.7%	1,309	▲ 2.3	3.6%
合 計	9,691	▲ 33.8	100.0%	36,137	▲ 3.4	100.0%

(建災防だより)

講習会等のお知らせ

令和3年7月8月

◎作業主任者技能講習

・石綿作業主任者	7月 7日 ～ 8日	(岡山建設会館)
・足場の組立等作業主任者	7月13日 ～14日	(岡山建設会館)
・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	8月 4日 ～ 6日	(岡山建設会館)

◎能力向上教育等の安全衛生教育

【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加点対象教育】

・職長・安全衛生責任者教育	7月19日～20日	(岡山建設会館)
・土止め先行工法に関する安全教育	8月23日	(岡山建設会館)

◎その他の教育

・足場の組立等特別教育	7月 9日	(岡山建設会館)
・刈払機従事者教育	7月12日	(倉 敷)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース(追加)	7月12日	(岡山建設会館)
・低圧電気特別教育	7月16日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース	8月 2日	(倉 敷)
・斜面の点検者に対する安全教育	8月 2日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース	8月24日	(岡山建設会館)

※ くらしき山陽ハイツが令和3年1月より使用できなくなりました。倉敷市等西部地域の皆様にはご不便をおかけしますがご了承下さい。

新たな講習会のお知らせ！

建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制について！

飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあることから、平成18年9月から石綿の輸入、製造、使用などが禁止されていますが、国土交通省の推計では、吹付アスベスト等を含む建築材料を

使用している建築物等の解体工事が今後増加し、2028年頃解体等のピークを迎えるとされております。

そのため、令和3年4月1日より石綿障害予防規則を改正し、建築物の解体時等の暴露防止対策が強化され、解体・改修工事開始前の石綿調査を実施することができる者として「建築物石綿含有建材調査者」制度が新たに設置されます。当支部は、新年度から「建築物石綿含有建材調査者講習会」を実施するため準備を進めており、近々講習案内等の詳細を支部ホームページに掲載する予定です。

※1.別紙講習案内作成案参照

※2.石綿作業主任者技能講習修了者は受講対象者となり、かつ科目1.が免除となります。

※3.改正内容は別紙「建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制が施行されます」参照



建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 Tel086-225-4132 Fax086-225-5392

ホームページ [文字検索] 建災防 岡山県支部

建築物石綿含有建材調査者講習案内 「一般調査者講習」

(作成案)

【対象】

昨今、石綿等が使用されている建築物等の老朽化により、解体・改修工事等は今後増加し、2028年頃ピークになると予想されています。

こうした中、建築物に使用されている石綿含有建材の調査が不十分で、必要な措置を取らずに解体等が行われている事例が多数みられました。

そのため、石綿含有を調査する者の資格付与の制度について、平成30年10月にこれまでの制度を見直し厚生労働省、環境省、国土交通省が連携した「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」があらたに示され、今後の調査者ニーズ拡大に対応することとなりました。

また、令和2年7月1日に公布された改正石綿障害予防規則においては、事前調査を行う者の要件として、建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者が義務づけられました。

こうしたことから当協会では、「一般調査者講習」を実施することとなりました。

【受講資格】

受講 記号	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18 第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明 D

【カリキュラム・受講料】

受 講 科 目	受講時間	受 講 料 及 び テキスト代
・科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間	受 講 料 : テキスト代 : 4,630 円
・科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間	
・科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間	一部免除者 受 講 料 : テキスト代 : 4,630 円
・科目4. 現場調査の実際と留意点	4 時間	
・科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間	被災防岡山県支部の会員企業に 所属する方はテキスト代を助成 します。
・修了考査	1.5 時間	
合 計	12.5 時間	

※ 受講記号(1)に該当の方(石綿作業主任者技能講習修了者)は、科目1. が免除となります。

建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制が施行されます

石綿障害予防規則等が改正され、建築物の解体時等の石綿暴露防止対策が強化されます。施行は原則令和3年4月1日です。

計画的な準備をお願いいたします。

1 改正の概要・スケジュール

石綿レベル	現行		改正後	
	定義	対策	定義	対策
レベル1	石綿含有吹付け材 	計画届※14日前 事前調査 作業計画 掲示 負圧隔離 集じん・排気装置の初回点検 作業開始前の負圧点検	改正なし	計画届(レベル2も対象に追加)※14日前 事前調査結果等の届出(一定規模以上※1が対象、電子届出システム) ・事前調査 ※調査方法明確化 ・資格者による調査 ・調査結果の3年保存、現場への備付け 負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検
レベル2	石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届※工事開始前 湿潤な状態 マスク等着用 作業主任者選任 等	改正なし	・作業計画 ・作業状況等の写真等による記録・3年保存 ・掲示 ・湿潤な状態 ・マスク等着用 ・作業主任者選任 ・特別教育 ・健康診断 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認 等
レベル3	スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等、その他石綿含有建材 	特別教育 健康診断	けい酸カルシウム板1種※2(破碎時) 仕上げ塗材(電動工具での除去時)	隔離※負圧は不要
			スレート、Pタイル等その他石綿	

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事等

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用):レベル1・2ほど飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

凡例



令和2年10月施行



令和4年4月施行



令和3年4月施行



令和5年10月施行



岡山労働局・労働基準監督署

2 新たな規制の概要

1 解体・改修工事開始前の調査関係(令和3年4月施行)

- 設計図書等の確認及び目視による確認の必須化
- 吹付け材については石綿が含有されているとみなして分析調査を不要とする
- 調査結果は3年保存。作業場への記録の写しの備付け義務化

2 解体・改修工事開始前の調査を行う者関係(令和5年10月施行)

【調査を行う者の要件】

- 事前調査
 - ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。)に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。)
 - ・上記の者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部)
- 分析調査
 - ①から③までに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了審査に合格した者及びこれと同等以上の者
 - ① 分析の意義及び関係法令
 - ② 鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識
 - ③ 分析方法の原理と分析機器の取扱方法

計画的な受講を！

3 解体・改修工事開始前の届出関係

(計画届は令和3年4月、事前調査結果届出は令和4年4月施行)

- 計画届の対象を拡大(レベル1→レベル1+2)
- 一定規模以上の建築物等の解体・改修工事について、事前調査結果等の届出義務(新設)(電子届出システムでの届出)

4 負圧隔離を要する作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- 集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検義務化
- 作業中断時の負圧点検の義務化
- 隔離解除前の石綿除去完了確認の義務化

5 隔離を要する(負圧は不要)作業に関する措置関係

- けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の隔離の義務化(令和2年10月施行)
- 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の隔離の義務化

6 その他の作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- 石綿含有成形品の切断等による除去の原則禁止
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、除じん性能を有する電動工具の使用等発散抑制措置の努力義務化

7 作業の記録関係(令和3年4月施行)

- 事前調査結果概要及び作業実施状況の記録の概要を40年の保存対象に追加
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、除じん性能を有する電動工具の使用等発散抑制措置の努力義務化

8 発注者による配慮(令和3年4月施行)

- 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務。



岡山労働局・労働基準監督署

加入・履行証明書の発行基準の改定について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

経営事項審査時または一般競争参加資格申請時に提出する加入・履行証明書が必要な場合は、事業所所在地の都道府県支部に加入・履行証明願を提出して証明を受けていただきますが、厚生労働省及び国土交通省からの指示を受け、以下のとおり、証明書の発行基準等を令和3年度から変更し、**令和4年度からは全ての改定内容について完全実施いたします。**(令和3年度中は、従前の基準を満たす場合は発行します。)

なお、発行に係る審査に時間を要することから、令和4年度から証明書の発行は、全ての都道府県支部において、原則、郵送対応となります。(切手を貼付した返信用封筒のご用意をお願いします。)

記

(改定の趣旨)

今回の改定は、電子申請方式に係る取扱いを新たに定めるとともに、建退共制度の適正履行の確保のため、加入・履行状況の確認について強化を図るものです。

《新発行基準》

1. 手帳の更新について

- ① 決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
 - ア. 加入後1年未満の方
 - イ. 季節労働者、高齢・疾病等個人的事情等により年間就労日数が少ない方
 - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている方

2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額(下記①～④の合計額)が、被共済者数に1人当たり78,120円(※1)を乗じた額であること。(1.②アに該当する方については、加入後の月数に6,510円(※2)を乗じた額、イに該当する方については労働日数に310円(※3)を乗じた額であること。)

- ① 電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ② 共済証紙購入額
- ③ 前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ④ 元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

(※1) 令和3年10月より掛金が320円に改定されますので、令和3年10月以降を始期とする決算期からは80,640円(320円×21日×12月)を乗じた額となります。

(※2) 上記同様、令和3年10月以降は、6,720円(320円×21日)を乗じた額となります。

(※3) 令和3年10月以降の就労分については、320円を乗じた額となります。

3. 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について(令和4年度から)

共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

4. 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく(0人である場合を含む。)、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていること。

《申請時に必要な書類等》

証明書の交付を受けるには、「加入・履行証明願」の他に次の書類の提出が必要となります。

〔 決算期間内全てにおいて、電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合
は、③、④、⑤は不要です。 〕

①共済手帳受払簿(写)

加入状況及び被共済者数に見合う共済手帳の更新数があるかを確認します。

②出勤簿(1.②イの被共済者がいる場合のみ)(写)

年間就労日数が少ない方(1.②イ)の出勤状況を確認します。

③共済証紙受払簿(写)

共済証紙購入額・下請に現物交付した共済証紙の金額等(2.②、③、④)を確認します。

④建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(建退共事務受託様式第2号)(写)

決算期間内において、最も請負金額の多い工事に関する報告書(写)を添付してください。
購入した証紙の相当割合が下請に交付されている場合、下請からの証紙交付依頼に対して適正に交付されているか(2.④)を確認します。

⑤工事別共済証紙受払簿(令和4年度から)

公共工事において、工事別共済証紙受払簿の作成・保管が行われているか(3.)を確認します。

⑥発行手数料

証明書1通につき500円(郵送で提出の場合は郵便小為替)

⑦返信用封筒

切手を貼付し、あて名を記入した封筒をご用意ください。

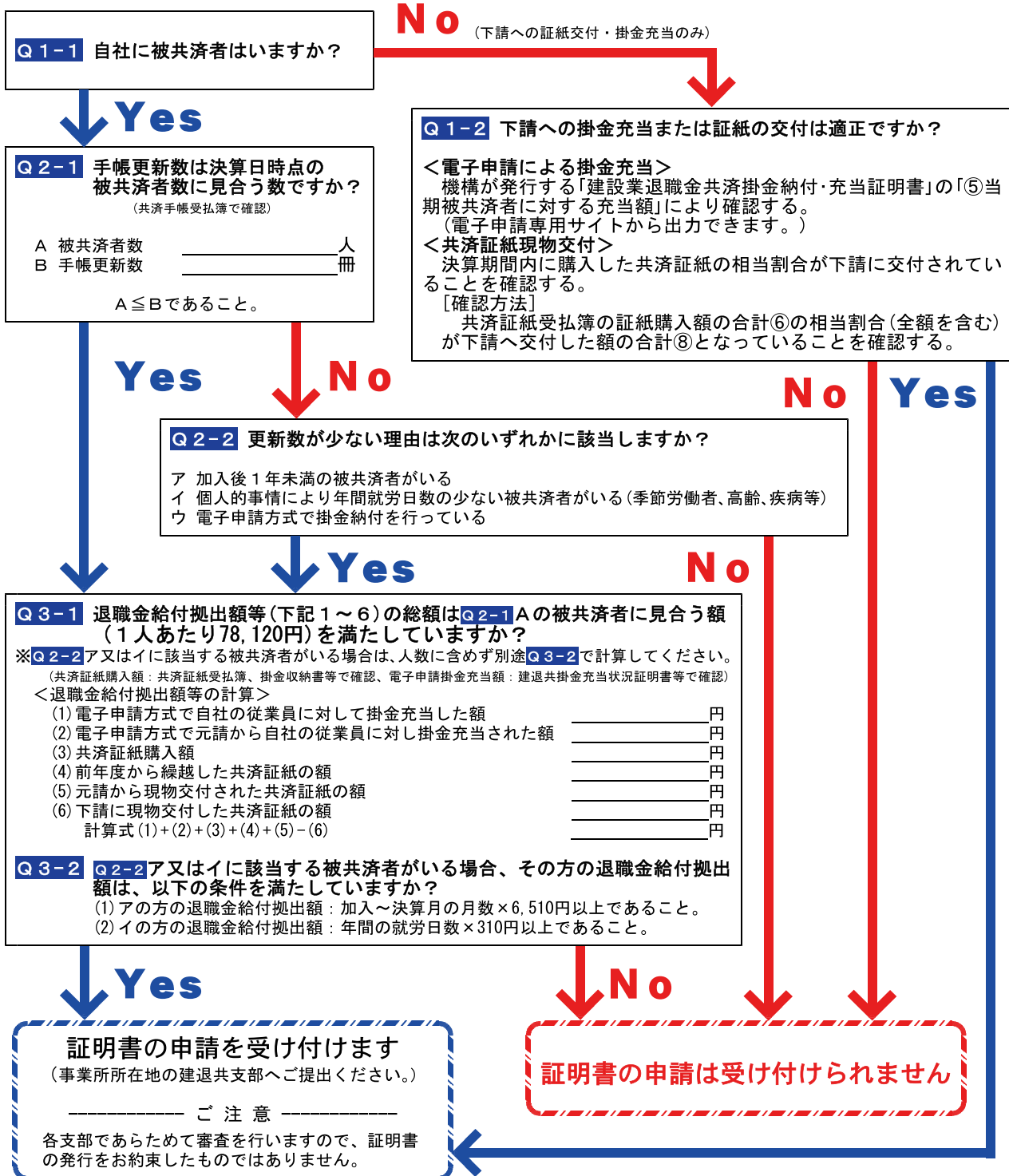
《証明書発行に要する期間について》

提出いただいた書類に不備がなく、履行状況が確認できたものは、原則として受付日の当日には発送します。

なお、記載内容に不備がある場合や書類に不足がある場合は、補正や補充をお願いすることから、発行までに時間がかかる場合がありますので、余裕をもって申請をお願いします。

また、「加入・履行証明書発行に関するフロー」を参考に、証明願提出に先立って、証明書の交付の可否について事前チェックをお願いします。

加入・履行証明書発行に関するフロー



主 な 提 出 書 類	
共済証紙貼付方式(電子申請方式併用を含む)	電 子 申 請 方 式
・ 加入履行証明願 ・ 共済証紙受払簿 ・ 出勤簿 (Q 3-2 イ の 場 合)	・ 加入履行証明願 ・ 共済手帳受払簿 ・ 出勤簿 (Q 3-2 イ の 場 合)
元請のみ提出が必要な書類 ・ 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書 ・ 工事別共済証紙受払簿(令和 4 年度から)	

第132回 高齢者の雇用確保と就業確保

●相談内容●

2021年4月から高齢者の雇用のルールが変わったと聞きました。どのように変わったのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（通称：高齢者雇用安定法）が改正され、70歳までの雇用確保と就業確保に関する新しいルールが導入されました。70歳就業法といわれることもあり、4月1日から施行されています。

これまでのルールと、70歳就業法によって新しく導入されたルールを確認していきましょう。

これまでのルール-60歳以上の定年と65歳までの雇用確保

企業が従業員の定年を定める場合、60歳以上とする必要があります（60歳以上の定年）。

また、企業が65歳未満の定年を定めている場合、①65歳まで定年を引き上げる、②65歳までの継続雇用制度を導入する、③定年を廃止する、のいずれかを講じなければなりません（65歳までの雇用確保）。

これらは努力義務ではなく、義務です。多くの企業は、定年を60歳とした上で、65歳までの再雇用制度を導入しているといわれています。

新しく導入されたルール-70歳までの雇用確保と就業確保

70歳就業法では、これまでのルールである65歳までの雇用確保義務はそのままで、さらに70歳までの雇用確保と就業確保の努力義務が規定されました。

努力義務の内容は、①70歳まで定年を引き上げる、②70歳までの継続雇用制度を導入する、③定年を廃止する、④70歳まで業務委託契約を締結することができる制度を導入する、⑤70歳まで社会貢献事業に従事することができる制度を導入する、のいずれかです。

①②③の内容は、これまでのルールである65歳までの雇用確保義務の延長線上にあるといえます（70歳までの雇用確保）。

これに対し、④⑤の内容は、①②③とは少し異質です。フリーランスとして仕事を受けたり、社会貢献事業に参加したりして収入を得るのですから、従業員ではなくなるわけです（70歳までの就業確保）。その影響から、④⑤を導入するためには、過半数組合か過半数代表者の同意を得ることが必要とされています。

企業の対応

現時点では努力義務にとどまりますが、政府は義務化を検討すると明言しており、今後、義務になることも十分に考えられます。

義務化された場合、70歳までの再雇用制度を導入する企業が多いのではないかと思います。いずれの措置を講じるにせよ、就業規則の見直しは必須です。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険は建設業界の声を受けて生まれた制度です！

建設業協会と建設業福祉共済団の協力関係について

1. 建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省（現：国土交通省）及び労働省（現：厚生労働省）の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

また、運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上（増進）や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。

2. 各都道府県建設業協会と事務委託契約を締結しています。

建設業福祉共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

また、当共済団の理事及び評議員の半数以上は建設業界から就任いただいております、さらに制度改革などを審議する運営専門委員会には各地域の建設業協会の専務理事に就任いただくなど、建設業界の声を反映しやすい組織運営になっています。

3. 「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

建設業福祉共済団では、広く建設業界のお役に立てるような事業を行っています。

- ① 契約者を対象にした事業 <労働安全衛生推進事業>
- ② 被災者を対象にした事業 <育英奨学事業>
- ③ 建設業界を対象にした事業 <一般助成事業など>

建設関係団体の実施する建設業の担い手確保・育成等の社会貢献、公益事業活動に対して助成を行っています（協会が実施する「i-Construction 及び働き方改革研修会」への助成等）。

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害（障害1～7級、傷病1～3級）を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

【建設共済保険の特長】（年間完成工事高契約）

- ① 建設業における自主的な共済保険で掛金が高い
- ② 災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③ 同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④ 元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤ 代表者（保険契約者）も補償（従業員300人以下の場合）
- ⑥ 経営事項審査において15点の加点

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人岡山県建設業協会 会員企業の皆様

WEB配信型セミナー

主催：三井住友海上火災保険株式会社
共催：株式会社建設産業振興センター

事故調査員が語る 事故未然防止のポイント

激甚・甚大化することが懸念される自然災害、益々の進展が予想される人材の多様化を踏まえ、建設事業者の皆様が安心した環境下で事業を遂行いただけるよう、過去の事故事例を踏まえ、事故未然防止ポイントをご案内させていただきます。

今回は、現場での勤務経験を持つ事故調査員が過去に担当した工事保険や請負賠償責任保険に関連する事故事例を踏まえ、解説させていただきますので、是非、ご出席ください。



日時 2021年7月2日（金）15：30～16：45

場所 セミナーはWEB配信となります。お手元にPC等をご用意頂き、開始時間になりましたら、事前にご案内しておりますURLにログインください。

定員 500社（1社あたり1名（1アカウント）まで）

お申込み方法 裏面の申込書にご記入のうえ、FAXにてお申込みください。

申し込み期限 2021年6月24日（金）※先着順で定員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

参加費
無料

【ご注意】WEBセミナー視聴に伴う通信料等は、ご参加者様にてご負担ください

講演内容

1. 工事保険・賠償責任保険 支払事例のご紹介

事故調査員が工事保険、賠償責任保険の支払事例をご紹介します、事故防止のポイントを解説します。

2. 今からできる自然災害の備え

今後も、頻発・激甚化することが懸念されている自然災害の環境下で、業務を遂行する上での留意点をご紹介します。

3. 建設業総合補償制度のご案内

全国18府県、約2,100社の会員企業様にご採用いただいております「建設業総合補償制度」の概要をご案内します。

(注)上記プログラムは変更になる可能性があります。
予めご了承ください。

講師紹介

有限会社山本鑑定事務所 代表取締役 山本 亨

- ・損害保険登録鑑定人
- ・技術士
(建設部門・総合技術監理部門)
- ・労働安全コンサルタント

【略歴】

2002年までゼネコンに勤務し建築工事の施工管理、土木工事の設計業務、施工管理業務、特許工法の開発等を経て、統括管理業務に従事。

2003年に鑑定事務所を設立し、工事保険（土木・建設・組立）の損害調査、鑑定業務、建設工事に関連する賠償責任保険鑑定業務、保険対象の評価鑑定業務に従事。



お問合せ先

(建設業総合補償制度 主幹代理店)

株式会社建設産業振興センター Tel: 03-5408-1909 (担当：堀内、島、信太 (しだ))

申込方法

以下の申込書欄を記載の上、下記宛先にFAXくださいますようお願いいたします。

(送付先：セミナー事務局)
株式会社建設産業振興センター 行

FAX番号：03-5408-1883

事務局使用欄

--	--

■ WEB配信型セミナー ■

現場を知る事故調査員が語る事故未然防止のポイント

申込書

※各社1名（1アカウント）のお申込みとさせていただきます。

申込締切：2021年6月24日(金)

貴社名	
部署名	
お電話番号	
緊急連絡先	
ご住所	〒 -
フリガナ	
ご氏名	
お役職	
※メールアドレス	

【個人情報のお取り扱いについて】

申込書に記載いただきましたお客さまの情報は、主催社のセミナーや商品・サービスに関するご案内に使用することがあります。

※頂いたメールアドレス宛に、後日WEBセミナーのご案内（URL、ID、PW等）をお送りしますので、必ずメールアドレスをご記載ください。

セミナー受講方法

当セミナーはWebex（Cisco Webex Meetings）というシステムを利用して開催します。基本的に、お手持ちのパソコン、タブレット、スマートフォン等で参加可能です。

WEBセミナーへのご参加方法（ログイン方法やPW等）の詳細につきましては、後日、頂いたメールアドレス宛にご案内させていただきます。

20

梅雨期の交通事故防止について

梅雨が近づいてきました。雨が多くなるこの時期は、天候不順に伴う交通渋滞や、視界不良、スリップによる交通事故が多発しています。雨の日は、次のことに特に注意して、安全運転を心がけましょう。

1 運転はゆとりをもって！

雨の日は交通渋滞が起こりやすく、気分がイライラしがちですが、そのような状態で運転するのは非常に危険です。いつも以上に心と時間にゆとりを持って、安全運転を心がけましょう。また、雨で濡れた道路はスリップしやすく、停止距離も長くなるため、スピードは控えめに、車間距離も十分とりましょう。

2 ライトは早めに点灯しましょう

雨の日は、昼間でも薄暗く、視界も狭くなりがちです。また、歩行者は傘をさしているため、車の接近に気づかないことがあります。昼間であってもライトを点灯し、周りに自分の存在をアピールしましょう。

3 心と車の状態をチェック！

天候不順で体調を崩したときや、気分が優れないときは、できるだけ運転を控えましょう。また、タイヤの溝や空気圧、ワイパーの状態など、車の点検も運転前に十分に行いましょう。

4 自転車の運転も十分注意して！

自転車の傘さし運転は法令違反であるだけでなく、傘が視界をさえぎったり、片手運転でハンドルやブレーキ操作が不安定になったりします。自分だけでなく、周囲の歩行者や車にも危険を及ぼすため、絶対にやめましょう。また、カッパを着用すると視野が狭くなるため、ふだん以上に安全運転を心がけましょう。

5 反射材などで自分をアピール！

雨の日は、自動車から歩行者や自転車が見えにくくなります。道路を横断する際は、左右の安全をしっかりと確認しましょう。また、夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装や反射材を身に付け、自転車はライトを点けて、自分の存在をアピールしましょう。

協 会 日 誌

- 3. 5.18 公明党倉敷市議研修会
- 3. 5.21 令和3年度定時総会・表彰式
- 3. 5.25 西日本建設業保証(株)取締役会（リモート開催）
- 3. 5.26 岡山県建築住宅センター(株)取締役会

建 災 防 日 誌

- 3. 5.21 令和3年度総会
- 3. 5.28 建築物石綿含有建材調査者講習要点説明会（リモート）

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp